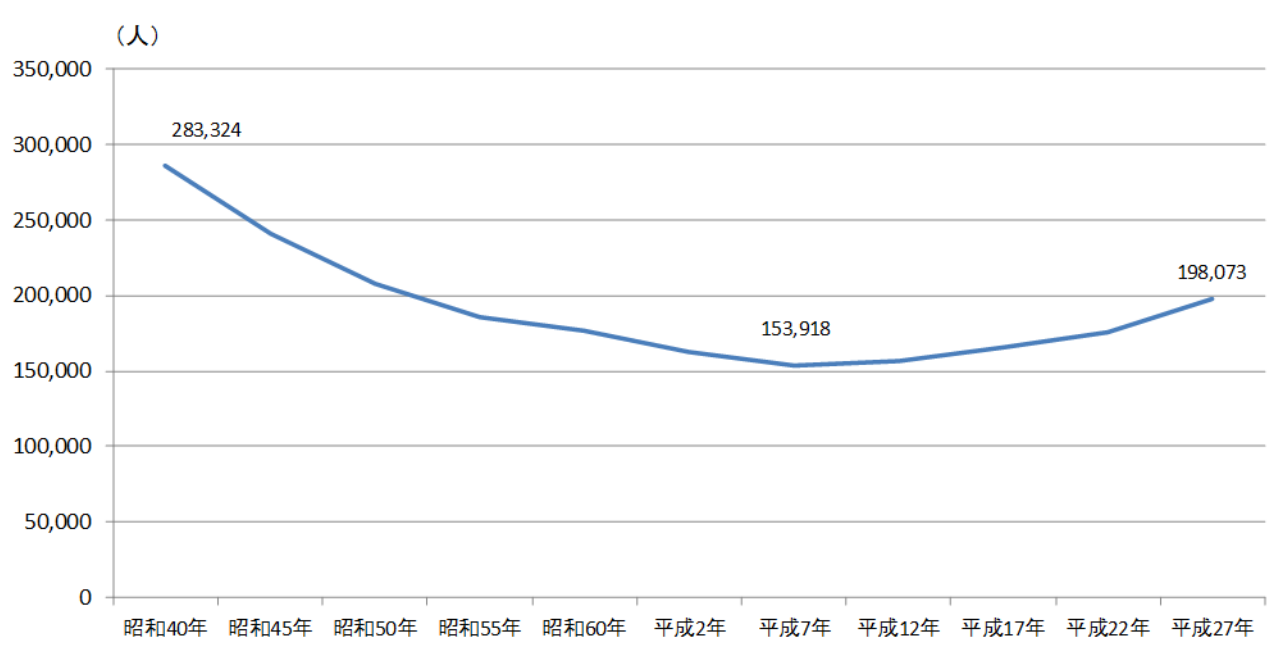

第3章 インフラ施設整備の基本的な考え方

1 区を取り巻く環境

(1) 総人口の推移

平成 28 年 4 月 1 日時点の住民基本台帳に基づく本区の人口は、192,510 人となっています。また、総務省の「国勢調査」による本区の人口は、平成 7 (1995) 年から平成 12 (2000) 年にかけては、人口の都心回帰を受けて、約 40 年ぶりに増加に転じました。以降、一貫して増加傾向で推移を続けており、平成 27 年の最新値は、198,073 人となっています。

【図表 3-1】 総人口の推移



(2) 将来人口推計 (「台東区人口ビジョン・総合戦略」より引用)

本区の人口は、今後も緩やかに転入超過傾向が継続し、増加幅は徐々に減少しつつも、平成 57(2045)年にピークを迎えるまで、社会増を要因とする緩やかな増加が続きます。その後においても、急激な人口減少を迎えることなく、人口は安定的に推移します。年齢 3 区分別人口の推移を見ると、0～14 歳の人口 (年少人口) 及び 15～64 歳の人口 (生産年齢人口) は一旦増加した後に、減少傾向に転じますが、平成 72(2060)年における規模は現在とほぼ同水準となります。65 歳以上の人口 (老年人口) は、いったん減少するものの、その後増加を続けます。各年齢区分別人口の比率の推移が示すとおり、本区において、少子高齢化は急速に進むことなく、緩やかに進行していきます。

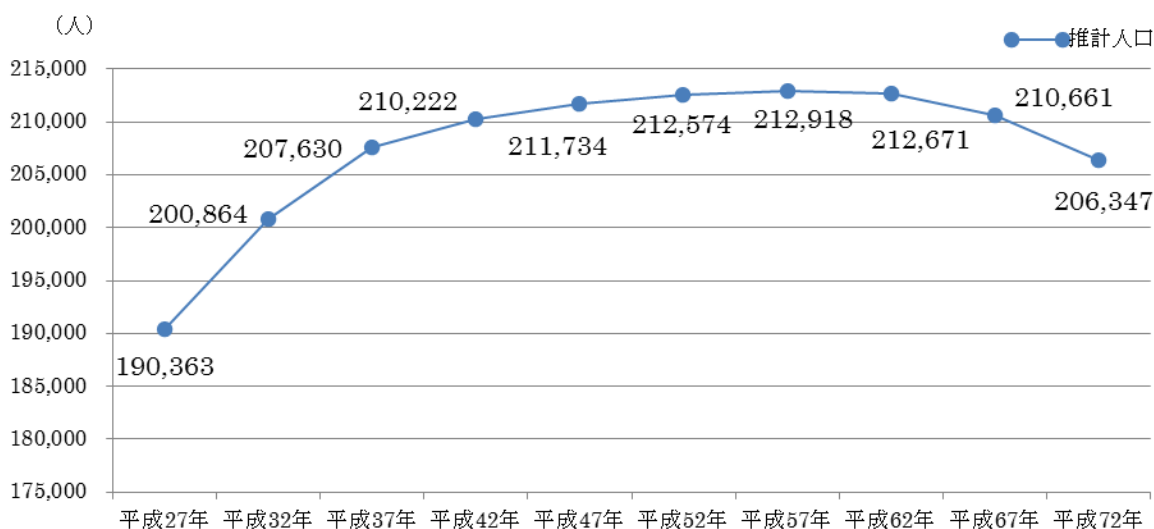
<参考> 推計方法の概要

- 推計期間 : 平成 27 (2015) 年から平成 72 (2060) 年まで、5 年間隔で 45 年間
- 基礎資料 : 平成 27 (2015) 年 4 月 1 日時点の住民基本台帳を基礎資料とした、男女・5 歳階級別人口
- 推計方法 : 日本人の人口…コーホート要因法 外国人の人口…コーホート変化率法

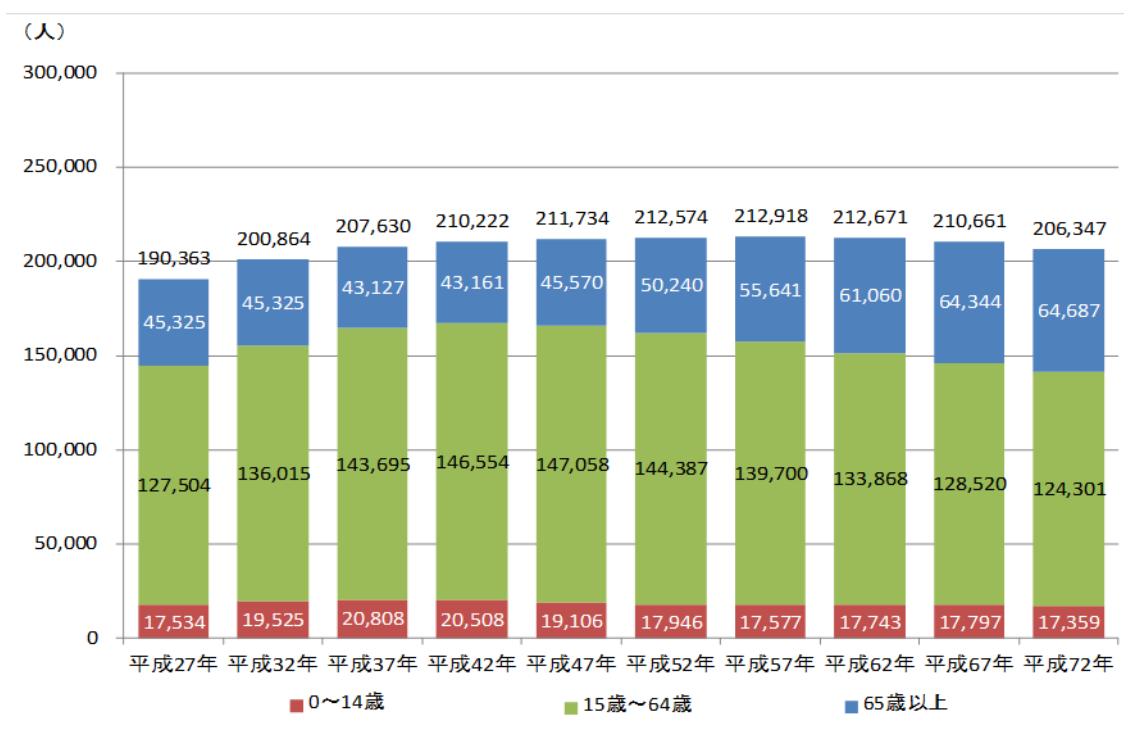
本区の人口は、今後も緩やかに転入超過傾向が継続し、増加幅は徐々に減少しつつも、平成 57(2045)年にピークを迎えるまで、社会増を要因とする緩やかな増加が続きます。その後においても、急激な人口減少を迎えることなく、人口は安定的に推移します。

年齢 3 区分別人口の推移を見ると、年少人口及び生産年齢人口は一旦増加した後に、減少傾向に転じますが、平成 72(2060)年における規模は現在とほぼ同水準となります。老年人口は、いったん減少するものの、その後増加を続けます。

【図表 3-2】台東区の総人口の総数の見通し



【図表 3-3】推計人口の年齢区分人口の推移



(2) 区民ニーズ

平成20年度～平成27年度(平成26年度を除く)までに実施した「台東区区民満足度調査」及び「台東区民の意識調査」の結果によると、東日本大震災の発生から1年後に行った平成24年度台東区区民満足度調査を除き、区が優先的に力を入れていくべき施策として、「高齢者福祉」がほぼ毎年最上位となっています。

このほか、「健康・医療」、「防犯・生活安全対策」、「保育・子育て支援」、「防災対策」の4分野が概ね上位を占めています。

【図表 3-5】 施策の優先順位の推移

	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
	施策名	(%)	施策名	(%)	施策名	(%)	施策名	(%)	施策名	(%)
20年度	高齢者福祉	43.0	防犯・生活安全対策	34.4	健康・医療	28.6	防災対策	26.9	行政経営	19.9
21年度	高齢者福祉	46.2	健康・医療	36.4	保育・子育て支援	29.7	防犯・生活安全対策	27.3	防災対策	15.8
22年度	高齢者福祉	39.8	健康・医療	29.7	防犯・生活安全対策	27.5	保育・子育て支援	27.5	産業・中小企業の振興	24.9
23年度	高齢者福祉	41.5	保育・子育て支援	29.6	健康・医療	29.6	防災対策	29.0	防犯・生活安全対策	27.2
24年度	防災対策	39.7	高齢者福祉	33.4	保育・子育て支援	29.3	産業・中小企業の振興	25.9	健康・医療	25.9
25年度	高齢者福祉	40.3	防犯・生活安全対策	30.9	健康・医療	30.2	保育・子育て支援	29.1	防災対策	25.7
27年度	高齢者福祉	43.7	防犯・生活安全対策	35.9	健康・医療	30.1	保育・子育て支援	27.3	防災対策	24.4

出典：「台東区区民満足度調査」及び「台東区民の意識調査」より作成

また、「台東区民の意識調査」による施設の要望においても、「高齢者施設」が毎年最上位で、以下、「保健・医療施設」、「保育・児童施設」が概ね上位を占める結果となっており、区民の皆さまの「福祉」・「健康」分野への関心度の高さが表れています。

【図表 3-6】 施設の要望の推移

	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
	施策名	(%)	施策名	(%)	施策名	(%)	施策名	(%)	施策名	(%)
19年度	高齢者施設	49.9	保健・医療施設	29.8	公園	15.2	保育・児童施設	13.0	公共住宅	12.4
21年度	高齢者施設	42.2	保健・医療施設	32.2	保育・児童施設	20.6	公園	14.3	スポーツ施設	13.2
23年度	高齢者施設	38.7	保健・医療施設	26.4	保育・児童施設	22.1	公園	16.5	スポーツ施設	14.9
25年度	高齢者施設	40.0	保健・医療施設	25.3	保育・児童施設	21.9	公共駐輪場	20.0	公園	15.1
27年度	高齢者施設	42.0	保健・医療施設	24.5	保育・児童施設	22.5	公共駐輪場	21.2	スポーツ施設	16.3

出典：「台東区民の意識調査」より作成

(3) 財政状況

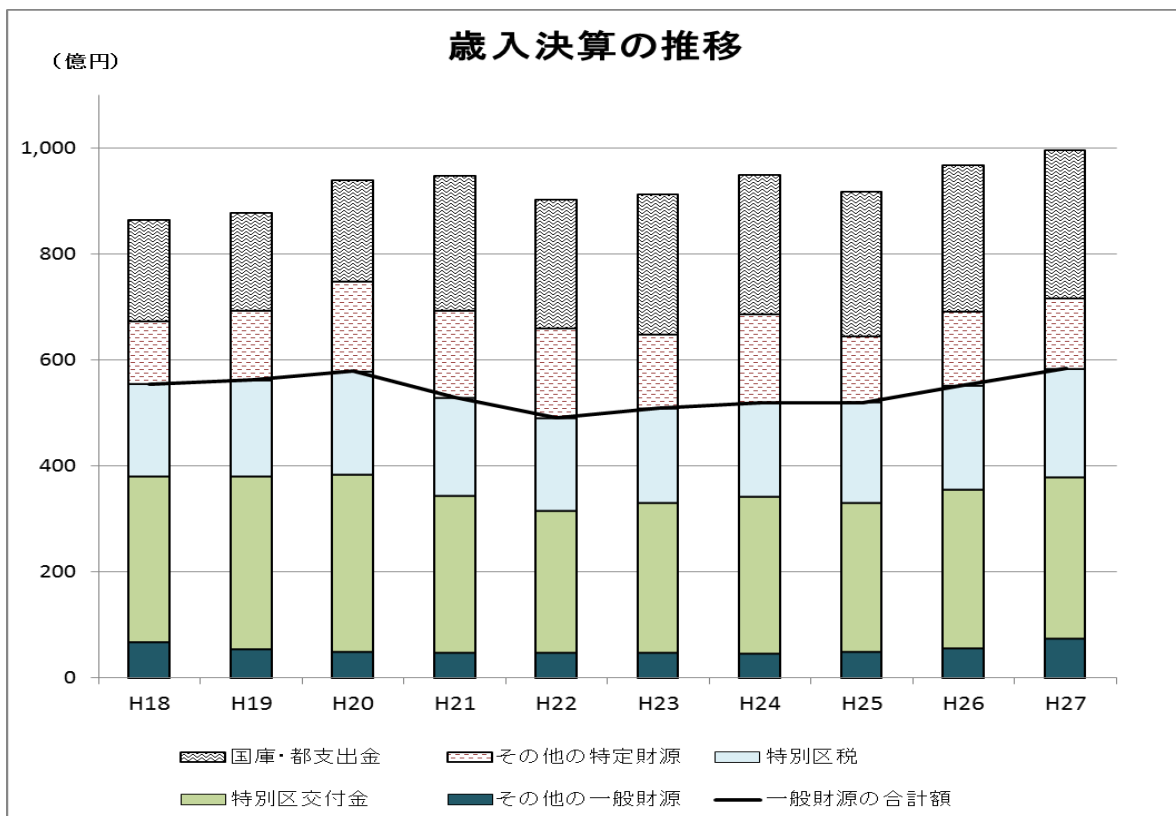
平成18年度～平成27年度までの「地方財政状況調査（総務省）」における普通会計決算の数値に基づき、財政状況をみていきます。

① 歳入決算の状況

特別区民税をはじめとする特別区税や都区財政調整制度に基づく特別区交付金などを「一般財源」といいます。用途に制約がないため、一般財源の収入が多い場合は、区の独自の施策に活用することが可能となります。

歳入決算における一般財源の額は、平成20年度に578億円まで増加しましたが、平成21年度以降の急激な景気の低迷により、平成22年度は491億円となり、平成20年度に比べて87億円減少しました。その後、徐々に回復傾向となり、平成27年度は584億円と、平成20年度の水準まで回復しています。

【図表 3-7】 歳入決算の推移



【図表 3-8】 歳入決算の内訳の推移

歳入決算の内訳の推移 (単位: 億円)

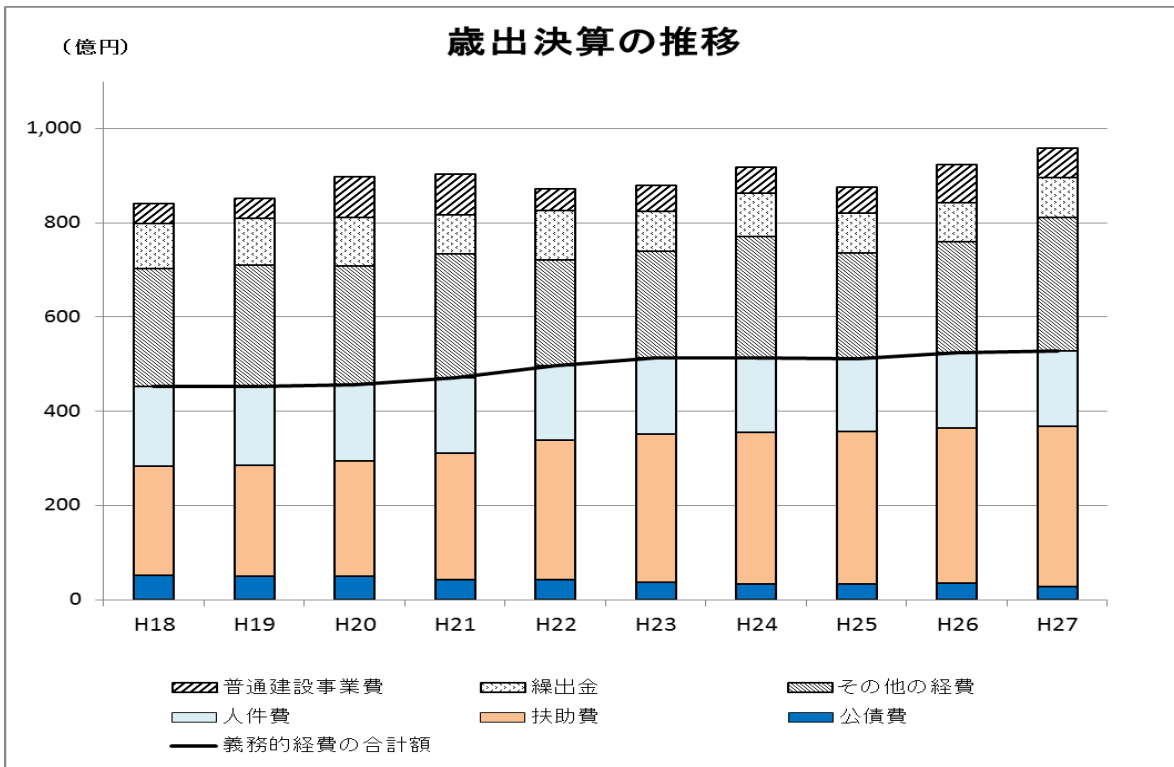
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
特別区税	174	182	195	186	176	179	177	189	197	205
特別区交付金	313	327	335	297	268	282	296	282	301	304
その他の一般財源	68	54	48	46	47	47	46	49	54	75
一般財源 計	555	563	578	529	491	508	519	520	552	584
国庫・都支出金	191	184	191	255	243	265	262	273	277	280
その他の特定財源	120	131	171	165	169	141	169	126	139	134
特定財源 計	311	315	362	420	412	406	431	399	416	414

② 歳出決算の状況

職員給与等の人件費、特別区債の元利償還金である公債費、生活保護などの給付費である扶助費を「義務的経費」といい、任意に削減することができないため、この支出が多い場合には、財政上の制約が大きくなります。

義務的経費のうち、人件費は横ばい傾向、公債費は減少傾向ですが、扶助費は、障害者施策、子育て支援施策、低所得者の支援施策などを中心に増加傾向にあります。公共施設の建設、道路・公園の改良経費などである「普通建設事業費」は、大規模な事業が実施された年度には、80億円台まで大きく増加しています。国民健康保険事業や介護保険事業などへの支出である「繰出金」は、毎年度90億円程度となっています。

【図表 3-9】 歳出決算の推移



【図表 3-10】 歳出決算の内訳の推移

歳出決算の内訳の推移

(単位: 億円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
人件費	168	167	161	159	159	161	159	155	160	160
扶助費	232	236	246	268	297	314	321	324	329	341
公債費	52	50	49	44	42	38	34	33	35	27
義務的経費 計	452	453	456	471	498	513	514	512	524	528
普通建設事業費	43	43	86	88	46	56	55	57	82	62
繰出金	95	100	103	82	104	85	92	84	81	85
その他の経費	251	256	253	263	224	226	257	223	237	283
歳出決算 合計	841	852	898	904	872	880	918	876	924	958

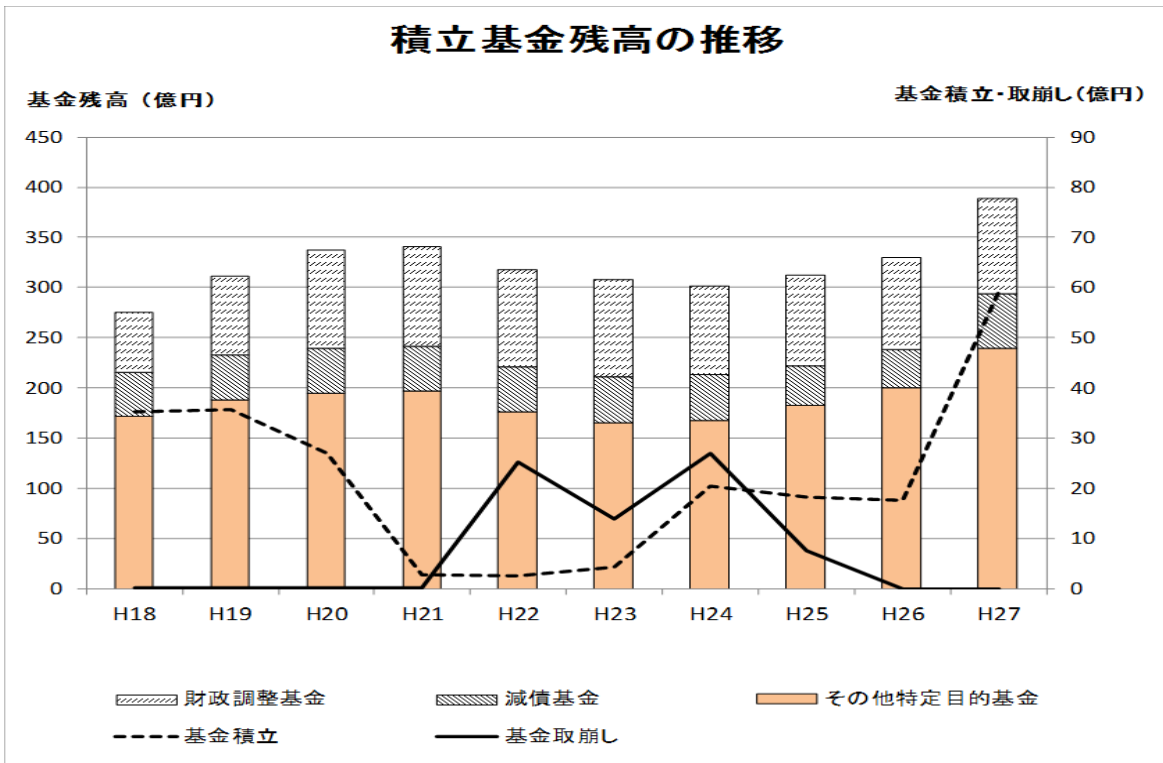
③ 基金の状況

積立基金は、比較的税収の好調な時期に積立しておき、その後の景気の低迷による税収の減少や、大規模な公共施設の建設、都市整備事業、災害対策などに備えるものです。

平成 22 年度～平成 24 年度は、景気低迷に伴う特別区民税や特別区交付金の減収による財源不足を補うため、取崩額が積立額を上回り、基金残高が 301 億円まで減少しました。

平成 25 年度以降は、景気回復などを背景に、積立額が取崩額を上回っています。積立基金には、用途を限定しない「財政調整基金」、特別区債の元利償還金を使用とする「減債基金」、小中学校など公共施設の建設を使用とする「公共施設建設基金」、まちづくりなど都市整備事業を使用とする「都市整備基金」などがあります。

【図表 3-11】基金残高の推移



【図表 3-12】基金残高の推移

積立基金残高の推移 (単位: 億円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
財政調整基金	59	78	98	98	96	97	89	90	91	95
減債基金	44	45	45	45	45	46	46	39	39	55
その他特定目的基金	172	188	194	197	176	165	166	183	200	239
公共施設建設基金	114	129	135	136	127	120	113	127	142	174
都市整備基金	15	15	15	16	10	10	11	11	11	11
その他の基金	43	44	44	45	39	35	42	45	47	54
基金残高 合計	275	311	337	340	317	308	301	312	330	389
基金取崩し	0	0	0	0	25	14	27	8	0	0
基金積立	35	36	27	3	3	4	20	18	18	59

④ 特別区債の状況

特別区債は、一時に多額の経費を要する公共施設の建設などの財源とするため発行するもので、期間を定めて国、金融機関等から借入れ、翌年度以降に償還します。これにより、世代間の負担の均衡や財政負担の年度間調整を図っています。

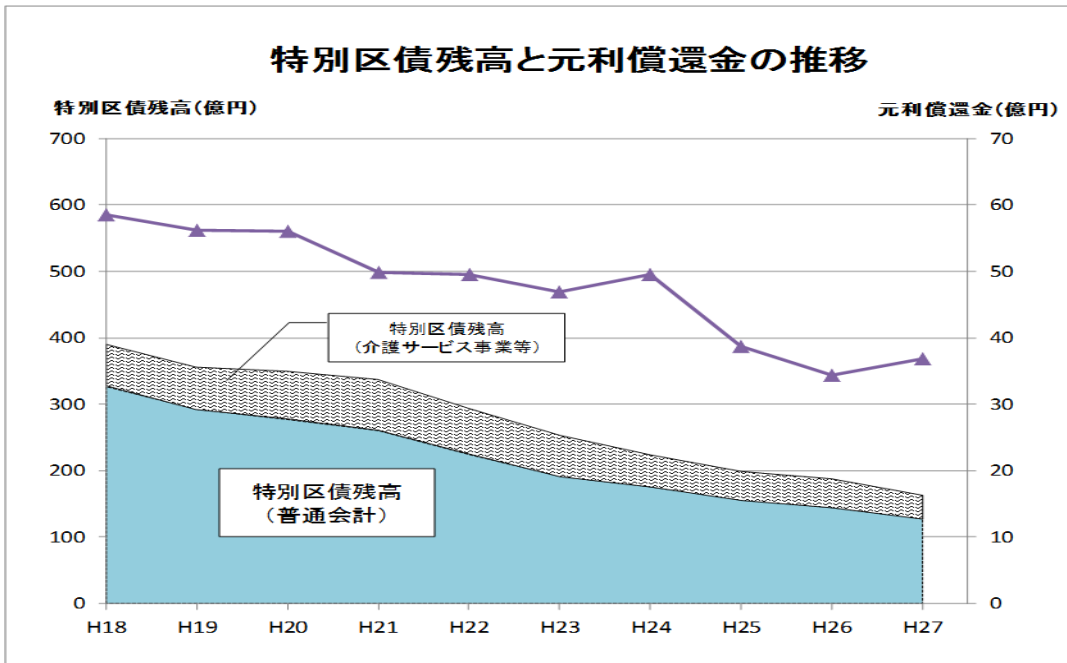
しかし、特別区債発行後に発生する元利償還金は、その後の財政上の負担となるため、多額の特別区債の発行には注意を要します。平成18年度以降の主な発行実績としては、台東病院及び老人保健施設千束の整備のために61億円、旧東京北部小包集中局跡地の用地取得のために20億円を発行しました。過去に発行した特別区債の償還の進捗により特別区債の残高は年々減少しており、平成27年度の残高は平成18年度に比べて約6割の減となっています。これに伴い、毎年度の元利償還金も減少しています。

【図表 3-13】 区債発行額の推移

特別区債発行額の推移 (単位:億円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
発行額	13	12	42	28	0	0	14	10	21	8

【図表 3-14】 区債残高と元利償還金の推移



【図表 3-15】 区債残高と元利償還金の推移

特別区債残高と元利償還金の推移 (単位:億円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
普通会計	326	292	277	260	224	191	176	156	144	128
介護サービス事業等	62	63	72	76	70	62	47	42	44	34
特別区債残高 合計	388	355	349	336	294	253	223	198	188	162
元利償還金	59	56	56	50	50	47	50	39	34	37

2 インフラ施設整備の基本的な考え方

(1) 方向性

第2章に記載のとおり、将来推計の対象施設を今後も維持するには、平成29年度から平成58年度までの30年間で約301億円にも上る更新費用が必要になると想定されます。

一方、区の歳出では、生活保護等の給付費である扶助費の増加や、子育て支援・保育の充実、災害対策の強化など、様々な需要を抱えており、施設の更新に充てることのできる財源には限りがあります。

さらに、今後、歳入のうち大きな割合を占める特別区交付金の財源である法人住民税の一部国税化による影響も懸念されています。

インフラ施設の課題を解決する方向性として、以下の2点を定めます。

- ・「区民生活・経済活動を支える基盤であり、常に安全に利用できる状態にする」
- ・「緩やかに人口が増加する区の状況や行政ニーズへの的確な対応が必要」

インフラ施設は、区民生活や経済活動を支える基盤であり、常に安全に利用できる状態であることが求められています。さらに、道路の下には、上下水道、電信、ガス等都市生活に不可欠な施設が多く埋設されています。また、災害発生時には、避難経路や一時集合場所等重要な役割を果たすこととなります。こうした施設の性格から、厳しい財政状況にあっても、これらの施設の維持保全を行っていかねばなりません。

これまでも、限られた財源を有効に活用し、計画的に施設の更新を進めてきた結果区民の安全安心な環境を保ちつつ、施設の長寿命化を図ってきました。

現在のインフラ施設については、上記を踏まえ、計画的に更新を進めていくことを基本としますが、災害発生時にも十分な役割を果たせる堅牢な構造に加え、ヒートアイランド化やゲリラ豪雨の多発等地球環境の変化への対応や、外国人来街者の増加への対応等が求められています。

また、区の人口構成は、緩やかながらも少子高齢化の方向へ進んでいく見込みとなっています。

整備にあたっては、こうした行政ニーズ、人口構成の変化などに的確に対応していくことも重要な視点となります。

以上を踏まえて、今後のインフラ施設の整備にあたっての基本方針を、次のとおり定めます。

(2) 基本方針

＜基本方針＞

1 「予防保全型管理の推進と計画的な施設更新」

➤予防保全型の維持管理を推進し、ライフサイクルコストを縮減するとともに、施設の長寿命化を図りながら、計画的に施設の更新を進めていきます。

2 「行政ニーズや人口構成の変化に応じた機能への対応」

➤行政ニーズや人口構成の変化に応じた、機能を持った施設に更新していきます。

(3) 取組事項

基本方針に基づき、以下に掲げる事項に取り組んでいきます。

【基本方針】

1 「予防保全型管理の推進と計画的な施設更新」

【取組事項】

① 予防保全型管理によるライフサイクルコストの縮減

予防保全型の維持管理を推進し、維持管理経費の平準化を図りながら、ライフサイクルコストの縮減に努めるとともに、施設を常に良好な状態で維持し、安全性確保の徹底と長寿命化を図っていきます。

② 計画的な施設更新による財政負担の平準化

計画的に施設の更新を進めるため、各インフラの耐用年数に応じて適切な改修を行い、施設の長寿命化を図りながら全体的に工事時期を調整することで、利用者への影響を最小限に抑えるとともに、財政負担を平準化していきます。

③ 施設保全計画の策定

①②に掲げる取組みを着実に進めていくため、個別施設及び区有施設全体にかかる保全計画を策定していきます。

【基本方針】

2 「行政ニーズや人口構成の変化に応じた機能への対応」

【取組事項】

① ユニバーサルデザインの推進、環境負荷の低減

ユニバーサルデザインの視点を重視し、高齢者・障害者等を含むすべての利用者が安全に、快適に利用できる環境を整備します。歩道のバリアフリー化やだれでもトイレ等の整備を進めていきます。

さらに、省エネルギー機器等の活用を積極的に推進し、環境負荷の低減を図っていきます。

② 防災機能の強化

道路や公園等の防災機能を強化し、災害発生時に避難路や物資搬送、避難所としての役割を果たすよう、必要な整備を進めていきます。

③ ヒートアイランド化やゲリラ豪雨などの対策の推進

道路での特殊舗装（遮熱性・保水性・透水性等）の採用や街路樹・公園樹木の拡充による緑化と花のプロジェクトを推進し、自然災害や環境の変化に強い基盤整備を進めていきます。

3 施設類型ごとの管理に関する方針

① 道 路

本区の管理する道路（1,196路線、総延長約228km）については、職員による日常の巡回調査のほか、定期的な点検や路面性状調査、空洞の有無調査等の実施により、状況の把握等を行い、適切に維持又は修繕していきます。老朽化等により、一定程度まとまった区間において対応が必要な場合は、改築工事を計画的に実施することにより道路の機能を更新していきます。

本区の管理する橋梁については、職員による日常の巡回調査を実施しています。また、一部、国道や鉄道敷上に架かる上野駅前歩行者専用道においては、継続的な管理業務（巡回警備、付属施設点検、清掃）を通じて、状況の把握等に努め、適切な維持又は修繕を行っていきます。また、法律に基づいた定期点検を実施することにより、施設の異常、損傷又は劣化等の状況を把握・診断したうえで、予防保全の観点で補修工事等の適切な措置を講じていきます。

平成29（2017）年度に「(仮称)台東区橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、策定後は計画に基づき、橋梁の適切な維持管理を行っていきます。横断歩道橋については、利用状況や周辺の道路交通環境、地域の意向など、多様な視点から当該

施設の必要性を総合的に判断したうえで、可能なものについては撤去していくこととします。

なお、防護柵・道路標識・街路灯・植樹帯等の道路附属物についても、上記の道路と同様の方法により、適切な維持管理を行っていきます。

②河川

本区の管理する河川のうち、堤防（神田川左岸 500メートル区間）については、職員による日常の巡回調査を通じて維持管理していきます。堤防の異常を確認した場合は、財産管理者である東京都に報告したうえで、連携して必要な修繕等を行っていきます。

樋管（神田川左岸）については、定期的な点検・清掃等業務により、状況把握や機能維持を行い、適切に維持又は修繕していきます。

防災船着場（隅田川右岸）については、職員による巡回調査のほか、同施設の使用許可を受けた旅客定期航路事業者（水上バス運航）からの情報等により、異常の有無を把握していきます。また、定期的な点検業務により、状況の把握や機能維持を行い、適切に維持又は修繕していきます。

③公園・児童遊園

区内には公園が 50ヶ所、児童遊園等が 26ヶ所あり、そのうち 39ヶ所の公遊園内に公園トイレが設置されています。また、隅田公園には地下施設（地下ギャラリー）と公園橋である桜橋があります。

日常的な維持管理については、巡回による点検を行うとともに、清掃・修繕・保守・剪定等を実施しています。

また、公園施設については、平成 24（2012）年度に策定した「台東区公園施設長寿命化計画」に基づき、公園施設の老朽度や利用状況等に応じて、大規模改修や更新の検討及び修繕を行っていきます。

④自動車駐車場

周辺の路上駐車対策及び地域の活性化を図る目的で、自走式の雷門地下駐車場、機械式の上野中央通り地下駐車場及び上野駅前自動二輪車駐車場があり、地下駐車場は、年間で 10万台を超える利用があります。

利用者が安全かつ快適に年中無休で利用できるよう、計画的に維持補修等を進めていきます。

⑤公衆トイレ

公衆トイレの維持管理は、職員による定期巡回、及び毎日の清掃業務委託の中

で修繕工事で対応していきます。

公衆トイレは、区民だけではなく、来街者が利用する公共施設であり、平成 16 (2004) 年度のモデル事業をはじめとし、さわやかトイレ整備方針に基づき「おもてなし」の施設となるよう整備を進めてきました。

平成 34 (2022) 年度に 26 ヶ所の整備が終了する予定となっておりますが、洋式化など、社会ニーズの変化による必要な対応を行っていきます。

⑥管理通路・公共溝渠

管理通路は、道路と同様に、一般通行の交通機能やライフラインの収容機能を有しているため、道路に準じた維持補修等の管理を行っていきます。

また、公共溝渠のうち、水路としての機能を失い通路化しているものについては、管理通路として取扱うなど、管理の適正化を進めていきます。